

令和 6 年度 5 回福岡市開発審査会 会議録

開催日	令和 6 年 10 月 4 日（金） 午後 3 時 00 分から 午後 4 時 15 分まで	場所	福岡市役所 9 階 顧問室
	委員	萩島会長、林副会長、柴田委員、出水委員、鳥飼委員、おばた委員	
出席者	福岡市	住宅都市局 建築指導部 柴田部長 開発・建築調整課 定講課長、山本係長、齊藤係長、 川副係長、大坪、衛藤、上野 地域まちづくり推進部 地域計画課 平石係長、栗原	

凡例：以下において、○は委員、□は福岡市の発言を示す。

第 9 号議案

〈その他（自治会館）〉

○交通の利便性、既存の施設の老朽化も考えると、新たに移設する必要があると思われる。

○施設の目的からすると問題ないと思われる。

○敷地の所有権は取得しているのか。もしくは、賃貸借なのか。

□取得する予定と聞いている。

（採決）

○承認する

第 10 号議案

〈医療施設〉

○今回は病院を増築するのではなく、敷地を拡張するのみということだが、将来的に増築する計画があるのか。

□今回拡張する敷地は、ハザードエリアから近いこともあり病棟の建築は計画されていない。将来的に、現在の病棟の北側敷地に新たな病棟の建築が計画されている。

○駐車場等に利用するのか。

□場合によっては、その可能性もある。

○今回拡張する敷地はハザードエリアに掛かっているのか。

□拡張するエリアには掛かってはいない。県の実施する新たな調査区域にも掛かっていない。

（採決）

○承認する

第 11 号議案

〈社会福祉施設〉

○この場所は住宅であれば、審査会に附議しなくてもよい区域か。

□区域指定型制度の区域に含まれているので、住宅であれば審査会に附議する必要はない。

○間取りはほとんど住宅と変わらないようだ。

□外見は住宅とほぼ変わらない。

○この障がい者施設の利用者は、身体障がい者なのか知的障がい者なのか。2 階にトイレがないので、身体障がい者が対象なら不便ではないか。

知的障がい者が対象と聞いている。

(採決)

承認する

意見聴取 1

〈特定流通業務施設の区域指定〉

他の市町村と申請地が跨ぐ場合はどうなるのか。

それぞれ管轄する行政庁で許可を受ける必要がある。

ここに事業者が進出するにあたって、他の市町村の事業所は閉鎖しているのか。

今までの事例では、移転というよりも、事業所を拡張されているケースが多い。

(委員からの意見)

方針について、支障なし。

意見聴取 2

〈区域指定型制度の区域指定〉

若い人が入ってくるために誘致してきたが、イエローゾーンにかけられて何もできない状態になった。人口の推移をみると減少しているが、人口の内訳は殆ど 80 代、90 代の方が大多数である。そのため、区域指定により開発していく必要があるのではないかと思う。

イエローゾーンに既に住まわれている方は、住み続けて良いけど、災害の影響がない平地等に若い方がきてほしい。

図面をみると平坦な部分にもイエローゾーンがかかっているが、山が急勾配であるためイエローゾーンがかかっているのか。

その通りである。

神社の土地も指定区域に含まれているように見えるが、神社も無くなってしまうのか。

神社の土地は区域に含まれない。

(委員からの意見)

方針について、支障なし。

その他

洪水浸水区域における高齢者施設の開発許可について、当初、今回の審査会で意見聴取を行う予定だったと思うが、なぜなくなったのか。

まだ審査会で意見聴取を行える段階になかったので、今回は見送った。

昨年雨が降った時の当該地の動画を見たが、浸水する悲惨な状況で非常に危険な区域であり、この審査は慎重に行う必要があるのでは、デリケートに扱うべき案件だと意見として述べておく。